



## 15 北条家朱印状

天文21年（1552）3月20日

戦乱に巻き込まれることを避けて  
逃散していた三波川谷・北谷（現藤岡  
市三波川）の百姓らに居住地に帰還する  
ように命じた文書です。この文書が出さ  
れた背景には、同年、北条氏康が上野  
国に侵攻し、平井城の関東管領上杉憲政  
を追放したことが関わっています。神流  
川流域は山内上杉氏の勢力が強い地域  
で、重臣足利長尾氏の所領でした。上杉  
氏の没落で、北条氏の支配下に入りました  
が、戦場が近いため混乱していたと考  
えられます。

飯塚馨家文書 P8214 No.12279

【15】 北条家朱印状

(P8214 飯塚馨家文書 No.12279)

〔読み下し文〕

三波川谷北谷の百姓等、早々に在所へ罷り帰り、作毛すべく候、  
横合非分の儀、これ有るべからざる者なり、仍つて件の如し

(朱印) 北条氏康

壬子 (天文二十二年)

三月廿日

北谷百姓中